

山梨県公報

号六第 二十五第

年五十五第

日三十一第 三第

日 曜

目次

告示

平成十五年歳予算の公表.....一

告示

山梨県山梨県百九十八号

平成十五年十二月三十一日現在山梨県歳入歳出決算及び山梨県歳入歳出予算一般会計の歳入歳出予算の総額及び歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、次に定めるところによる。

平成十五年三月三十一日

山梨県民部 官 本 米 地

1 平成15年度山梨県一般会計予算

平成15年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ452,119,258千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県 税		84,529,898
	1 県 民 税	19,725,100
	2 事 業 税	22,815,200
	3 地 方 消 費 税	8,898,700
	4 不 動 産 取 得 税	3,068,050
	5 県 た ば こ 税	1,969,051
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,161,750
	7 自 動 車 税	14,953,150
	8 鉱 区 税	2,313
	9 狩 猟 者 登 録 税	41,350
	10 固 定 資 産 税	2
11 自 動 車 取 得 税	3,302,052	

	12 軽油引取税	8,561,060
	13 入 猟 税	28,350
	14 旧法による税	3,770
	2 地方消費税清算金	17,473,951
3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	17,473,951
	1 地方道路譲与税	1,146,000
	2 石油ガス譲与税	164,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1,387,000
	5 地方交付税	129,470,000
6 交通安全対策金	1 交通安全対策金	129,470,000
	1 交通安全対策金	395,000

7 分担金及び負担金	1 負担金	4,848,993
8 使用料及び手数料	1 使用料	8,325,872
	2 手数料	1,756,597
		80,435,921
9 国庫支出金	1 国庫負担金	26,505,314
	2 国庫補助金	52,506,748
	3 国庫委託金	1,423,859
		479,952
10 財産収入	1 財産運用収入	200,776
	2 財産売却収入	279,176
11 寄附金		84,588
	1 寄附金	84,588

12 繰 入 金			13,952,955
	1 特別会計繰入金		1,000,000
	2 基金繰入金		12,952,955
13 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
14 諸 収 入			22,339,530
	1 延滞金、加算金及び 過 料		240,842
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入		169,505
	3 貸付金等償還金		17,282,841
	4 受託事業収入		930,377
	5 収益事業収入		3,339,367
	6 利子割精算金収入		28,327
15 県 債			348,271
	7 雑 入		348,271
			85,329,000

	1 県	債	85,329,000
歳入	合計		452,119,258

歳出

款	項	金額
1 議会費		1,096,982
	1 議会費	1,096,982
2 総務費		29,396,112
	1 総務管理費	13,687,143
	2 企画費	7,178,117
	3 徴税費	3,500,753
	4 市町村振興費	2,653,858
	5 選挙費	794,532
	6 防災費	809,616
	7 統計調査費	420,084

	8 人事委员会費	143,565
	9 監査委員費	208,444
3 民生費		31,737,787
	1 社会福祉費	21,479,488
	2 児童福祉費	7,920,407
	3 生活保護費	2,225,491
	4 災害救助費	112,401
4 衛生費		12,709,220
	1 公衆衛生費	3,469,531
	2 環境衛生費	1,518,930
	3 保健所費	1,583,724
5 労働費	4 医薬費	6,137,035
	1 労政費	527,333
		2,202,868

	2	職業訓練費	1,075,672
	3	労働力対策費	479,189
	4	労働委員会費	120,674
	6 農林水産業費		42,678,818
	1	農業水産業費	6,701,154
	2	畜産業費	1,967,529
	3	農地費	14,235,109
	4	林業費	19,775,026
7	商工費		13,051,450
	1	商工費	12,617,765
	2	観光費	433,685
8	土木費		90,237,593
	1	土木管理費	5,132,468
	2	道路橋りょう費	44,551,667

9 警 察 費	3 河 川 砂 防 費	21,359,398
	4 都 市 計 画 費	14,108,799
	5 住 宅 費	5,085,261
	1 警 察 管 理 費	22,235,494
	2 警 察 活 動 費	20,161,837
10 教 育 費		2,073,657
	1 教 育 総 務 費	105,225,189
	2 小 学 校 費	12,857,139
	3 中 学 校 費	31,233,883
	4 高 等 学 校 費	17,767,978
	5 特 殊 学 校 費	22,258,166
	6 社 会 教 育 費	5,785,814
7 保 健 体 育 費	8,778,268	
		947,506

	8 大 学 費	1,667,473
	9 私 学 振 興 費	3,928,962
11 災 害 復 旧 費		2,462,943
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	345,202
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,117,741
12 公 債 費		77,282,854
	1 公 債 費	77,282,854
13 諸 支 出 金		21,761,948
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	661
	2 県 債 管 理 基 金 積 立 金	1,992
	3 自 然 保 護 基 金 積 立 金	37
	4 土 地 開 発 基 金 積 立 金	526
	5 公 共 施 設 整 備 立 金	2,667
6 諸 費	21,756,065	

14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		452,119,258

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
平成15年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務保証及び平成15年度公共事業用地の先行取得について、山梨県土地開発公社と契約を締結すること。	平成15年度から平成25年度まで	債務保証については、9,700,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額 契約締結額については、1,000,000千円以内	
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成16年度から平成20年度まで		4,212,443 千円
平成15年度に銀行その他の金融機関が、財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成15年度から平成30年度まで	320,068千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	
平成15年度に農林漁業金融公庫が、財団法人山梨県林業公社に農林漁業金融公庫資金	平成15年度から	借入元本280,567千円の償還期限到来後10箇月の期間満了日において、公庫が弁済を受けなかった元利合計金額並びに遅延損害金に相当する金額及	

<p>を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成69年度まで</p>	<p>び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p>
<p>山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、貸付けを行うこと。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>山梨県信用保証協会が、その有する保証債務について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>平成15年度融資に係る民宿関連レクリエーション施設等整備資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>平成16年度から平成25年度まで</p>	<p>融資限度額 20,000 千円の利率年 1.5 %以内</p>
<p>平成15年度に勤労者が、中央労働金庫から住宅建設のための資金を借受けた場合、その利子補助を行うこと。</p>	<p>平成16年度から平成30年度まで</p>	<p>融資限度額 400,000 千円の利率年 1.5 %以内</p>
<p>平成15年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関が、財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成15年度から平成25年度まで</p>	<p>225,000 千円を限度として貸付けた場合の元金(遅延利息を含む。)に相当する額</p>
<p>平成15年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>平成16年度から平成35年度まで</p>	<p>融資限度額 4,000,000 千円の利率年 1.85 %以内</p>
<p>平成15年度融資に係る農業近代化資金のうち、畜産公害防止者、生産調整対策事業者、新規就農者及び認定農業者に対する資金の</p>	<p>平成16年度から平成35年度まで</p>	<p>融資限度額 1,008,000 千円の利率年 0.7 %以内</p>

利子補給を行うこと。		
平成15年度融資に係る農業災害対策資金の利子補給を行うこと。	平成16年度から平成20年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.0 %以内
平成15年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成16年度から平成30年度まで	融資限度額 1,100,000 千円の利率年 1.75 %以内
平成15年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成16年度から平成25年度まで	融資限度額 200,000 千円の利率年 1.75 %以内
平成15年度融資に係る特定農産加工資金の利子補給を行うこと。	平成16年度から平成30年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.6 %以内
平成15年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成16年度から平成40年度まで	融資限度額 200,000 千円の利率年 1.8 %以内
平成15年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補給を行うこと。	平成16年度から平成40年度まで	融資限度額 1,500,000 千円の利率年 0.25 %以内
平成15年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成16年度から平成30年度まで	融資限度額 300,000 千円の利率年 1.95 %以内
平成15年度融資に係る大家畜経営改善支援資金の利子補給を行うこと。	平成16年度から平成28年度まで	融資限度額 75,000 千円の利率年 0.5 %以内
平成15年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償す	平成15年度から平成24年度まで	7,506,092千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額

<p>ること。</p>		
<p>平成15年度に山梨県住宅供給公社の分譲する地域優良分譲住宅を購入した者が、住宅金融公庫から資金を借受けた場合、その利子補助を行うこと。</p>	<p>平成16年度から平成21年度まで</p>	<p>融資限度額 818,616千円の利率年 1.0%以内 (地方拠点都市地域等にあつては年 2.0%以内)</p>
<p>平成15年度融資に係る個人住宅建設資金の利子補助を行うこと。</p>	<p>平成15年度から平成30年度まで ただし、改修住宅については、平成15年度から平成25年度まで</p>	<p>融資限度額 840,000 千円の利率年 1.5 % 以内</p>
<p>鵜沢・六郷町道鹿島落居線鹿島橋架替に係る樋管新設工事 (南巨摩郡鵜沢町) について国土交通省と協定を締結すること。</p>	<p>平成16年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>都市計画道路塩部町開国橋線道路改良工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成16年度</p>	<p>200,000 千円</p>

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方	法
			<p>9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り</p>		

農地費	1,578,000	普通債貸券借発	又行	入れる政府及び金融 資金企業資金に ついて、直し 率の見た後 を行つた後 において、 当該の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができると。
林業費	4,503,000	同	上	同	上
道路橋りょう費	1,973,000	同	上	同	上
河川砂防費	6,440,000	同	上	同	上
都市計画費	268,000	同	上	同	上
住宅費	326,000	同	上	同	上
国直轄事業費負担金	3,113,000	同	上	同	上
災害復旧費	939,000	同	上	同	上
県有施設耐震改修費	58,000	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸付金	45,000	同	上	同	上
重度心身障害者居室 整備資金貸付金	20,000	同	上	同	上

自然公園施設整備費	22,000	同	上	同	上	同	上
農村景観形成事業費	135,000	同	上	同	上	同	上
臨時県道整備事業費	17,037,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	754,000	同	上	同	上	同	上
臨時河川等整備事業費	924,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併促進 社会基盤整備事業費	450,000	同	上	同	上	同	上
やさしい道づくり事業費	225,000	同	上	同	上	同	上
景観対策道路河川事業費	180,000	同	上	同	上	同	上
ポトルネットワーク 解消市町村道県代 行事業費	243,000	同	上	同	上	同	上
広域連携市町村 道県代行事業費	178,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	2,060,000	同	上	同	上	同	上
県立博物館建設費	3,161,000	同	上	同	上	同	上
県立美術館展示 施設建設費	1,666,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	184,000	同	上	同	上	同	上

減税補てん債	2,316,000	同	上	同	上	上
臨時財政対策債	36,531,000	同	上	同	上	上
計	85,329,000					

2 平成15年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成15年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,898,349千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,887,765
	1 使用料	1,887,765
2 県支出金		1,700,777

3 財 産 収 入	1 県 補 助 金	1,700,777
	1 財 産 運 用 収 入	2,863,215
	2 財 産 売 払 収 入	254,146
4 寄 附 金	1 寄 附 金	1
	1 基 金 繰 入 金	147,600
6 繰 越 金	1 繰 越 金	542,892
	1 受 託 事 業 収 入	1,244
7 諸 収 入	2 延滞金、加算金及び 過 料	1
	3 雑 入	4,854

8 県 債		750,000
	1 県 債	750,000
歳 入	合 計	7,898,349

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		815,581
	1 管 理 費	815,581
2 事 業 費		3,253,211
	1 事 業 費	3,253,211
3 交 付 金		2,052,910
	1 交 付 金	2,052,910
4 公 債 費		1,775,647
	1 公 債 費	1,775,647
5 予 備 費		1,000

	1 予備費	1,000
歳出	合計	7,898,349

第2表 債務負担行為

事項	項目	期	間	限	度	額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。		平成16年度から平成20年度まで				9,733 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林費	100,000	普通貸借	6.5%以内	農林漁業金融公庫の定める融資条件による。
林道費	623,000	普通通債 貸券 借発 又行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業資金について、直後	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。